

財政援助団体等監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

監査は、福田裕監査委員、成田芳律監査委員、勝山信前監査委員が実施しました。

令和7年6月25日

四街道市監査委員	福	田	裕
同	永	易	正光
同	成	田	芳律

令和6年度

# 財政援助団体等監査報告書

四街道市社会福祉協議会

四街道市監査委員

四街道市監査基準に準拠して、地方自治法第199条第7項の規定による監査を実施したので、次のとおり報告する。

- 1 監査の範囲  
令和5年度、令和6年度における補助金交付対象経費に係る事業
- 2 監査の対象  
四街道市社会福祉協議会
- 3 監査の実施場所  
四街道市福祉センター
- 4 監査の実施期間  
令和6年12月23日から令和7年2月5日
- 5 監査の方法  
補助金に係る出納及びその他の事務について、関係書帳簿類等の検査及び関係責任者からの説明聴取を行い実施した。
- 6 監査の結果  
補助金に係る出納及びその他の事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。  
今後とも地域の福祉課題・生活課題の解決に取り組み、民間の社会福祉活動の推進、地域福祉の増進のため効率的な事業運営に努められたい。